

〇〇 〇〇 殿

第3期海洋基本計画策定に向けた 総合海洋政策本部参与会議意見書（案）

四面を海に囲まれ、その面積が国土面積の約12倍に相当し世界第6位の広大な管轄海域を有する我が国にとり、国土の保全と国民の安全を確保すべく海を守っていくこと、経済社会の存立・成長の基盤として海を活かしていくこと、貴重な人類の存続基盤として海を次世代に継承していくこと等が強く求められている。このため、平成19年に新たな海洋国家日本の実現を目指して策定された海洋基本法と2期にわたる海洋基本計画に基づき、海洋に関する諸施策を総合的・計画的に、かつ、着実に、推進されてきたところである。

他方、近年の我が国周辺海域における諸外国の動き、広域地震や巨大津波等による災害発生リスク等、様々な環境変化や我が国への脅威の発生が見られる中で、「法の支配」に基づく「開かれ安定した海洋」の維持・発展に向けた取組、科学的知見に基づく自然災害への対処等を万全にし、国民の安全・安心を確保することの必要性・重要性が一層高まってきている。また、海洋エネルギー・鉱物資源を我が国の経済社会の安定・成長に活かしていくこと、国際社会と連携しながら持続的な開発と環境保全を調和させた海洋の実現に向けた取組を加速させていくこと等、様々な対策も求められている。

このような状況や諸課題に適切に対応し、新たな海洋基本計画を策定し、政府において、引き続き、海洋政策を強力に推進していくことが必要である。

このため、総合海洋政策本部参与会議では、政府の次期計画の策定に先立ち、当該計画に規定されるべき海洋政策に係る重要事項等について審議することとした。本年4月以降、「基本計画委員会」を設置して次期計画の全体的な審議を行うとともに、昨年度の参与会議で選定した、（1）海洋の安全保障、（2）海洋の産業利用の促進、（3）海洋環境の維持・保全、及び（4）海洋人材の育成等、を次期計画における主要テーマとして、小委員会及びプロジェクトチームを基本計画委員会の下に設置して集中的に評価・検討を行ってきた。今般、このような経緯を経て、次期海洋基本計画の策定に当たっての基本的な考え方などを取りまとめた。

今後、政府においては、本意見書を十分踏まえながら、総合海洋政策本部を中心に、次期海洋基本計画の策定に向けて検討を進めることを要請する。

平成29年11月〇〇日
総合海洋政策本部参与会議
座長 宮原 耕治

目次

第3期海洋基本計画策定に向けた総合海洋政策本部参与会議意見書 要約

I. 次期海洋基本計画の策定に向けた参与会議での議論

II. 議論の集約

1. 海洋に関する施策についての基本方針に関する事項

《主要テーマとして取り上げる事項》

- (1) 海洋の安全保障
- (2) 海洋の産業利用の促進
- (3) 海洋環境の維持・保全
- (4) 海洋人材の育成等

《施策の推進に当たっての横断的・基礎的なテーマとして取り上げる事項》

- (5) 科学的知見の充実（海洋科学技術、海洋調査・観測）
- (6) 国際連携・国際協力

《意義・重要性を有するテーマとして取り上げる事項》

- (7) 北極政策
- (8) 水産業
- (9) 海上輸送
- (10) 離島の振興
- (11) 排他的経済水域等の開発等

2. 次期基本計画の策定に当たっての方針にかかわる事項

- (1) 次期計画の記載の基本的考え方
- (2) 計画を着実に推進するために留意すべき事項

別添1 海洋の安全保障小委員会報告書

別添2 海洋の産業利用の促進PT報告書

別添3 海洋環境の維持・保全PT報告書

別添4 海洋人材の育成等PT報告書

別添5 基本計画委員会での審議結果を踏まえた各テーマの基本的な考え方

第3期海洋基本計画策定に向けた総合海洋政策本部参与会議意見書 要約

次期海洋基本計画の策定は、現行海洋基本計画の実施状況等に関する評価を踏まえ、最近の海洋における情勢の変化を勘案して行うべきものである。

特に、昨今の我が国周辺海域をめぐる環境の変容や脅威の発生の状況、我が国の安全保障をめぐる厳しい環境の状況、「法の支配」に基づく「開かれ安定した海洋」の実現を目指して行っている取組の状況等を十分に勘案することが必要となっており、これまでの海洋基本計画の在り方を抜本的に再構成し、海洋の安全保障を幅広くかつ正面から捉え、国民の安全と安心の確保、我が国海洋権益の確保等に積極的かつ強力に取り組むべき新たな指針としての計画とすべきである。

さらに、エネルギー・資源の安定供給の確保のための海洋資源の開発や洋上風力発電の導入拡大に向けた取組、国際的な枠組を活かした海洋環境の保全や沿岸域の総合的管理の推進、海洋立国を支える人材の確保・育成等の重要なテーマをはじめ、今後、5年間の計画期間において強力に取り組むべき施策を取り上げた計画とすべきである。

また、現行計画の実施状況等について見ると、計画を適切に定めた上で、それに基づいた着実な実施の確保が必要であるという評価がなされるものであり、今後とも、工程管理に基づく実施とその状況の検証・評価、それに従った工程の柔軟な見直しとそれに基づく実施という計画実施を着実に行うプロセスを強化すべきである。

このような考え方のもと、次期計画においては、海洋に関する施策についての基本的な方針を定めることとし、具体的には、海洋の安全保障、海洋の産業利用の促進、海洋環境の維持・保全及び海洋人材の育成等についてその方針を明示するとともに、その他の主要な諸課題と併せて今後の計画期間内における海洋政策の指針となる計画とすべきである。

なお、その際、次期計画のあるべき姿として、政策の理念と方向性を明示し、政府の一体的な取組及び関係者と連携した取組を促し、計画の着実な実行推進体制の構築を図り、国民の理解に資する分かりやすい記述とすることに留意すべきである。

本意見書に記載する海洋に関する施策の基本方針等の概要は、2、3ページに掲げる図のとおりである。

次期海洋基本計画に向けた主要テーマ

1. 海洋の安全保障

海洋の安全保障を幅広く捉え、海洋政策の観点から様々な課題に政府一体となって取り組む。特に、①海上保安体制の強化、②海洋状況把握(MDA)体制の確立、③国境離島の保全・管理、を重点的施策とする。

<各施策の安全保障上の位置づけ>

1. 海洋の安全保障の施策(海洋の安全の確保)

法執行による治安の確保、海上交通における安全対策、海洋由来の自然災害への対策

2. 海洋の安全保障の実現のための基層となる施策

(1) 基盤となる施策

海洋状況把握(MDA)体制の確立、国境離島の保全・管理、海洋調査、海洋観測、科学技術、研究開発、人材育成、理解増進

(2) 補強となる施策

経済安全保障、海洋環境の保全・保護

(注) 防衛に関する事項は、政府にて対応し、基本計画においては、防衛も含む「海洋の安全保障」の全体像が記載されるよう提言。

3. 海洋環境の維持・保全

1. SDGs等国际的枠組みを活かした海洋環境の保全

- SDGsの目標達成等に向けて各国と連携。
- 予防的アプローチの考え方も取り入れつつ、科学的知見に基づく持続的な開発利用と保全を基本とする我が国の考えを反映。

2. 海洋環境の保全を前提とした海の恵みの持続的な享受

- 高い生産性と生物多様性が維持されている「里海」の経験を沿岸域の総合的管理等に積極的に活用。

2. 海洋の産業利用の促進

3つの政策的意義(①経済の安全保障、②経済成長、③海洋権益の確保に貢献)を踏まえ、各施策に取り組む。

1. 海洋エネルギー・資源開発の促進

- メタンハイドレート・海底熱水鉱床の商業化目標を維持。
- 政府の役割として、「産業化」を明確に定義。
- 洋上風力発電の導入促進に向けて、制度整備を加速。

2. 海洋産業の国際競争力の強化

- 高付加価値化・生産性の向上を通じて国際競争力を強化。
- SIP「次世代海洋資源調査技術」の成果を民間移転。
- 「海洋資源開発技術プラットフォーム」を通じ、異業種連携を促進。

3. 海洋の産業利用の拡大

- クルーズ船の寄港拡大や大学発ベンチャーなど、新しい活力を海洋産業に取り込み、市場規模を拡大。

4. 海洋人材の育成等

1. 海洋立国を支える専門人材の育成と確保

- 海洋分野のIoT、ビッグデータ等を扱える人材の育成・確保。
- 「日本財団オーシャンイノベーションコンソーシアム」の取組強化。

2. 子どもや若者に対する海洋に関する教育の推進

- 小中学校の学習指導要領改訂を踏まえ、学校における海洋に関する教育を推進。
- ニッポン学びの海プラットフォームの下、海洋教育を実践。

3. 海洋に関する国民の理解の増進

- 「海の日」制定の意義を踏まえ、「海の日」を更に活用。

総合海洋政策本部参与会議 意見書概要(その2)

施策の推進に当たっての 横断的・基礎的なテーマ

科学的知見の充実 (海洋科学技術、海洋調査・観測)

- 海洋科学技術は、長期的視野の下、継続的に取組み、海洋資源の開発、海洋再生可能エネルギーの利用や海洋由来の自然災害対策、地球温暖化等の地球規模課題、国家安全保障上の諸課題への対応を念頭に、産学官連携の下、研究開発を一層推進。
- 海洋政策の実施や海洋における脅威・リスクの早期察知に有効となる我が国の海洋観測網を維持・強化。
- 海洋と宇宙との連携を強化。
- MDA体制の確立を含め、総合科学技術・イノベーション会議と連携し、Society 5.0の実現に向けた研究開発を推進。

国際連携・国際協力

平和で安定した国際社会の確立を基盤とした我が国国益の実現のために、①海における法の支配、②科学的知見に基づく政策の実施、の2つの原則を基準に行動。

意義・重要性を有するテーマ

北極政策

- 観測・研究活動の推進を通じた我が国のプレゼンスの向上。
- 国際的ルール形成への積極的な参画。
- 我が国の国益に資する国際協力の推進。

水産業

- 資源管理の高度化と国際的な資源管理を推進。
- 産業としての生産性の向上と所得の増大による成長産業化。
- 水産業・漁村の持つ多面的機能の十全な発揮など、水産基本計画等に従って取組を実施。

海上輸送

【外航海運】安定的海上輸送の確保、競争条件の均衡化等の国際競争力強化。

【内航海運】安定的輸送の確保、生産性向上。

【海上輸送拠点】シーレーン沿岸国の主要港湾の運営を含め、港湾インフラシステムの海外展開を推進。

離島の振興

- 島の魅力ある資源を最大限に活用した産業振興や交流人口の拡大を推進。
- 島外の知見を活用し、イノベーションを生み出す取組を充実。

排他的経済水域等の開発等

- 大陸棚の延長や低潮線を含む国境離島の保全・管理。
- 排他的経済水域等の有効な利用等の推進のための基盤・環境を整備。
- 海域管理のあり方は、これまでの議論を踏まえ、法体系の整備を進める。

次期計画策定に当たって考慮すべき事項

次期計画への目標設定 数値目標を掲げる。困難な場合は、定性的な目標を記載。

PDCAサイクルの活用 総合海洋政策推進事務局が中心となり、関係省庁の協力の下、施策を効果的・効率的に実施。

<Plan> 施策群で工程表を作成(実施体制を明確に、出来る限り指標を記載)

<Do> 工程表に沿って、個別施策を的確に実施

<Check> 工程表等に関する政府の自己評価を参与会議へ報告し、審議

<Act> 個別施策の実施方法、工程表等の見直し

I. 次期海洋基本計画の策定に向けた参与会議での議論

平成 25 年 4 月 26 日に閣議決定された現行の第 2 期海洋基本計画は、平成 30 年 3 月に 5 年の計画期間を経過することから、平成 29 年度に、現行計画の実施状況等に関する評価を行いつつ、海洋に関する情勢の変化を勘案し、総合海洋政策本部を中心とした検討を経て、政府において次期計画の策定が行われることとなっている。

総合海洋政策本部参与会議では、政府の次期計画の策定に先立ち、当該計画に規定されるべき海洋政策に係る重要事項等について審議するため、本年 4 月以降、「基本計画委員会」を設置して次期計画の全体的な審議を行うとともに、昨年度の参与会議で選定した、(1) 海洋の安全保障、(2) 海洋の産業利用の促進、(3) 海洋環境の維持・保全及び(4) 海洋人材の育成等、を次期計画における主要テーマとして、小委員会及びプロジェクトチーム(P T)を基本計画委員会の下に設置して集中的に評価・検討を行ってきた。

II. 議論の集約

小委員会及び P T を含め、基本計画委員会及び参与会議(以下「参与会議等」という。)では、次期海洋基本計画のあるべき姿について議論を行い、そのあるべき姿について、概ね以下のとおりの考え方に基づくものとすべきであると考ええる。

< 1 > まず、次期海洋基本計画の策定の前提として、以下を踏まえて、新たな海洋基本計画を策定すべきと考える。

- ① 海洋基本法が、人類にとっての海の重要性、四面を海に囲まれた我が国が新たな海洋国家を実現することの重要性等を踏まえ、海洋に関する施策を総合的かつ計画的に推進すること等を目的に定められた、という原点に改めて立脚し、その考え方を継承・発展させることが重要であること。
- ② これまで講じてきた様々な施策の効果に関する評価を的確に行い、いわばこの 10 年間の海洋政策のあり様を総括することが必要であること。

③ 海洋をめぐる世界の情勢、我が国周辺の海洋における環境の変容や脅威の発生、我が国海洋産業の事業展開の動向、海洋環境保全を目指した取組の進展、海洋人材の確保をめぐる厳しい状況、海洋を巡る諸課題についての国際連合をはじめとした国際社会の取組の動き、科学技術の急速な進展、北極域をめぐる環境変化とそれへの対応の状況などの情勢を十分に勘案することが必要であること。この場合において、政府が「法の支配」に基づく「開かれ安定した海洋」の実現を目指した取組を行い、また、「自由で開かれたインド太平洋戦略」を展開していることも含め、これまで以上に、幅広く、多面的に、様々な情勢を勘案すべきであること。

< 2 > その上で、参与会議では、本年3月の参与会議意見書及び同年4月の総合海洋政策本部会合での総合海洋政策本部長（内閣総理大臣）発言等を踏まえ、以下の諸課題について、新たな海洋基本計画の策定に向けて、内閣府総合海洋政策推進事務局、関係府省庁や関係機関、有識者等との議論等によって検討を進めてきたところである。このため、次期海洋基本計画は、これらの諸課題への処方箋を提示するものとすべきと考える。

- ・海洋の安全保障を幅広く捉えて取り上げ、領海警備、治安の確保、災害対策等の課題への取り組みを強化していくこと。
- ・海上保安体制の強化はもとより、様々な脅威・リスクの早期察知に資する「海洋状況把握」（MDA：Maritime Domain Awareness）体制の確立や国境離島の保全・管理に万全を期すこと。
- ・エネルギー・資源の安定供給を確保するため、メタンハイドレートなどの海洋資源開発の商業化に向けて取り組むこと。
- ・海洋環境の保全や人材育成等に取り組むこと。

< 3 > さらに、政府においては、新たな海洋基本計画の策定に当たり、これまでの10年間、特にこの5年間の海洋政策の総括と今日の海洋をめぐる情勢の変化についての的確な認識を土台にし、計画期間を超える今後10年程度の期間を見据えた長期的視点を持って、本意見書を十分に踏まえるとともに、次の点についての十分な考慮を行い、今日に相応しい適切な内容の海洋基本計画の策定に向けた検討を進めるべきと考える。

① 「政策の理念と方向性」が重要であること

政策の理念は、海洋基本法の趣旨を十分踏まえつつ、海の豊かさ、厳しさ等の不変の事象への目配りやその普遍的な理念も念頭に置きながらも、地球規模での自然環境の変化等を含めた世界の海洋の変動の状況、我が国周辺海域を取り巻く安全保障環境、国際社会の動向、科学技術の進展、産業界の動向、海洋人材の動向等の様々な事象を十分に考慮し、明確に打ち立てることが重要である。

また、その理念のもとに、政府において10年程度の長期的視点を持って、当面5年間において講ずる施策の基本的方針を定めるに当たっての大きな政策の方向性を明示することも重要である。

参与会議においても、本年度の重要なテーマとした事項を対象とした議論に併せて、これら政策の理念と方向性についても議論を重ねてきた。

今後、本意見書をもとにした政府の検討においてもこの点に十分留意し、適切な形で、海洋基本計画に反映すべきである。

なお、その際には、後述するとおり、国民に広く国の海洋政策を認識し、理解していただくことの重要性に鑑みると、例えば、「海を守り」、「国を守り」、「海を活かし」、「人を育て」、「(国際的に)手を携え」、「次世代に引き継ぎ」、「海を知り」、「海の恵みに感謝する」といった分かりやすい用語を使うとともに、「開かれ自由な海洋を作っていく」、「海を利用し発展する」、「次世代に美しい海を承継する」、「海を支える人材を育てる」といった分かりやすいメッセージ性を持った形で打ち出すような検討を望むものである。

② 総合海洋政策本部の打ち立てる国家戦略としての海洋政策のあるべき姿の実現を目指して総合海洋政策推進事務局がその司令塔機能を果たすとともに、政府の一体的な取組、関係者と連携した取組が重要であること

内閣総理大臣を本部長とし、全閣僚から構成される総合海洋政策本部が、国家戦略としての海洋政策のあるべき姿を打ち立てていく中で、内閣府総合海洋政策推進事務局は、各施策が総合的かつ計画的に推進されるよう、司令塔としての機能を十分に果たしていけるよう積極的に取り組むべきである。

このため、内閣府総合海洋政策推進事務局は、関係府省庁の協力を得つつ、その連携を強化する方策を講じるべきである。この場合において、そもそも、海洋に関する施策を進めるに当たっては、それぞれの施策につき、権限、ノウハウ・知見、経験等を有する多くの関係府省庁の責任ある取組が重要であるとともに、

関係府省庁が密接に連携し、政府全体としてそれらの取組を効果的に組み合わせる等、総合的かつ総力を挙げた取組を進めることが求められることから、関係各府省庁はその点を十分認識する必要がある。このことは、例えば、水産資源の持続的利用、エネルギー・鉱物資源の開発、再生可能エネルギーの利用並びに海洋調査・観測及び海洋環境の保全等の各施策については、領海、排他的経済水域及び大陸棚の海域ごとの特性に応じて、適切に施策を講じていくものであり、その際には、政府内の関係部局が一体となり推進していくことが重要である点が事例として挙げられる。

また、海洋政策の推進に当たっては、政府機関のみならず、関係研究教育機関、民間事業者、公益団体等の様々な関係者の英知と総力を結集することも極めて重要であり、関係者の連携した取組はもとより、官民、産学官公の様々な連携を推進することも重要である。

③ 施策の着実な進展をもたらす手法の導入・強化による計画の実行推進体制の構築が重要であること

これまでの10年間、特にこの5年間の海洋政策の実現に向けた取組を総括する中で、今後の海洋政策の在り方として、施策の着実な進展をもたらす手法の導入・強化が必要である。

このため、次期計画には可能な限り数値を使って具体的な目標を定め、実現に向けた工程を明白にし、それに則って取り組み、実施の効果を評価し、それをもとに工程を手直ししながら進めていくといった手法を導入・強化し、海洋基本計画に定める事項の着実かつ効果的な推進体制を構築すべきである。

④ 海の重要性や海の恩恵を含め、国民の海に対する理解を深める一助となるよう、海洋に関する基本的な方針等を定める海洋基本計画は国民各層に分かりやすい記述とすることが重要であること

海洋政策の推進に当たっては、我が国の国益の確保、国民の生活の向上、我が国産業の発展と経済成長、国民の生活環境の維持向上や将来世代にとって引き継ぐべき貴重な自然環境・資源の継承等、様々な面で国民の関心事項となる。

そして、何よりも、海の重要性への認識、海の恩恵を如何に多く享受して我が国及びその経済や国民生活が成り立っているかに対する理解、さらには海洋の

持つ潜在力や様々な可能性への認識等を、若い世代を含め国民全体において的確に得られるようにすべきである。

また、これらの点は、将来にわたる海洋人材の確保の観点からも重要である。

このため、次期計画の策定に当たっても、そのような意義が国民全体の理解につながるよう様々な取組を行うべきことに触れるとともに、計画の記述に関しても、出来る限り分かりやすい記述とすべきである。

< 4 > 次期海洋基本計画の策定に当たっては、上記< 1 >～< 3 >を十分考慮しつつ、下記 1. 及び 2. の基本的な考え方に沿って取りまとめるべきである。

なお、以下においては、参与会議等における議論を踏まえつつ、次のとおり整理し記述することとした。

a. まず、「1. 海洋に関する施策の基本方針に係る事項」において「主要テーマとして取り上げる事項」を掲げる。

この中で、最近の海洋をめぐる情勢を踏まえ、本年 4 月の総合海洋政策本部会合で最重要課題とされた「海洋の安全保障」を（1）に記載する。次に、海洋基本法第一条の目的において触れられている、海洋の平和的かつ積極的な開発及び利用と海洋環境の保全との調和の重要性に勘案し、「海洋の産業利用の促進」及び「海洋環境の維持・保全」を（2）及び（3）にそれぞれ記載する。また、海洋産業を支える基盤の 1 つとしての人材育成の重要性等に鑑み、「海洋人材の育成等」を（4）に掲げる。

b. 次に、海洋諸政策の推進に当たっての横断的・基礎的な事項として「施策の推進に当たっての横断的・基礎的なテーマとして取り上げる事項」を掲げる。

上記（4）の「海洋人材の育成等」は、海洋諸政策の推進に当たっての横断的・基礎的な事項としての性格も多分に有するものであり、また、これに加え、「科学的知見の充実」及び「国際連携・国際協力」についても、諸施策の推進に当たっての横断的・基礎的な事項として取り上げるべき重要テーマであることから、これらを（5）及び（6）にそれぞれ記載する。

c. そして、上記のほか、基本計画委員会で議論をしてきた事項の中から、「意

義・重要性を有するテーマとして取り上げる事項」を掲げる。

この中では、まず、北極海をめぐる取組を、重点的に推進すべき課題として位置づけ、総合的かつ戦略的に取り組むために、次期海洋基本計画に取り上げるべきものとして「北極政策」を記載する。さらに、基本計画委員会で審議を深めた、「水産業」、「海上輸送」、「離島の振興」及び「排他的経済水域等の開発等」の順に掲げる。

- d. 最後に、「2. 次期計画の策定に当たっての方針にかかわる事項」において、分かりやすい基本計画の構成と、各施策の実行を確実なものとするための観点を重視しつつ、次期基本計画の策定に当たっての方針を提言する。

1. 海洋に関する施策についての基本の方針に関する事項

《主要テーマとして取り上げる事項》

(1) 海洋の安全保障

① 情勢認識等

- ・我が国周辺海域においては、排他的経済水域に対する度重なる弾道ミサイルの発射、中国公船等による尖閣諸島周辺への恒常的な領海侵入、中国軍艦の領海内の航行、我が国の同意を得ない排他的経済水域内の外国海洋調査船による活動、諸外国の漁船による我が国排他的経済水域内の違法な漁業、漁業資源の乱獲等、様々な課題が顕在化しており、対応が求められている。
- ・将来の発生の可能性が指摘されている南海トラフ地震等の広域な地震や津波による災害も海洋における大きなリスクであり、これらに対する備えも必要である。
- ・複雑かつ多様な海洋における諸問題に対して、我が国が平和と安全を確保していくためには、様々な分野にまたがる関係省庁の取組について、より一層、政府としての総合的・統合的な判断のもとに、一体となった横断的な取組が求められ、戦略的に海洋政策を推進する必要がある。
- ・海洋を巡る様々な情勢の変化や、国際社会の動向や、安全保障環境等を十分に考慮した計画を策定する必要がある。

② 「海洋の安全保障」の前提

- ・海洋に関する様々な施策は相互に密接に関連しており、各施策を所掌する関係省庁が横断的にまたがることから、政府としての総合的・統合的判断のもとに、一体となった横断的な取組の強化が必要である。
- ・海洋基本法の目的に沿って、我が国の海洋利用を発展させていくためには、国家安全保障戦略における様々な戦略的アプローチを踏まえて、海洋における安全保障環境の改善につながるような形で海洋政策を推進しつつ、これらの活動の推進や発展を図ることが重要である。
- ・安全保障環境が複雑化、多様化する中、我が国一国のみでは、安全保障を実現することは極めて困難である。したがって、同盟国をはじめ、友好国との連携・協力関係を構築していくことが極めて重要である。
- ・特に「法の支配」に基づく自由で開かれ安定した海洋を実現することは、我が国にとって望ましい安全保障環境を作り出す上で欠かせない取組である。この点で、政府によって進められている「自由で開かれたインド太平洋戦略」は大きな意義を有するものと考えられる。
- ・我が国は「法の支配」の重要性を国際的に訴えていくことが重要であるが、その際には、各国の法執行が国際法と整合的に運用されるよう求めていく必要がある。また、海賊等事案、密輸、密航、密漁、テロなどの国際犯罪を効果的に取り締まれるようにするため、我が国は各国の海上法執行機関との連携・協力を一層進めていくとともに、シーレーン沿岸国の海上法執行機関に対する能力構築支援を積極的に進めていくことが求められている。
- ・「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ (SDGs) ¹」における 14 番目の目標として、「持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する」とされたことを踏まえた対応が必要となる。
- ・従来のセーフティー、セキュリティーの概念にとらわれず、平素から関係省庁間による適切な連携体制を構築し、海洋の安全保障を総合的に捉え、防衛・外交のみならず、法執行、海上交通、経済、資源開発や科学技術、人材

¹ Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標) の略。

平成 27 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2016 年から 2030 年までの国際目標。先進国を含む国際社会全体の開発目標として、2030 年を期限とする包括的な 17 の目標を設定。

育成、国境離島の保全・管理、環境保護等、様々な分野の総合的な観点から、それぞれの分野における計画に基づき、海洋における様々な課題に対して着実に取り組み、事態の未然防止やエスカレーション防止の観点からも、諸外国との連携・協力を含めた安全保障環境の維持・改善に取り組む必要がある。

- ・施策の推進に当たっては、不断の見直しを行っているが、各施策を確実に実施するとともに、今次の海洋基本計画の観点からは、海洋政策における安全保障のアプローチとして、以下のように海洋に関する施策を捉え、海洋の安全保障環境を維持・改善していく必要がある。

③ 「海洋の安全保障」として捉えられる施策

「海洋の安全保障」の対象は、「国家安全保障戦略（IV 1（4）」（平成 25 年 12 月 17 日、国家安全保障会議決定・閣議決定）における「海洋安全保障」を含む広い範囲において安全保障に関連する施策を整理するとともに、同戦略及び第 1 期・第 2 期海洋基本計画を踏まえたものとする。なお、海洋基本計画における「海洋の安全保障」の中核の防衛については、国家安全保障戦略に基づき、政府においてしかるべき対応がなされるべきと考える。

ア．海洋の安全保障の施策（海洋の安全の確保）

- ・法執行による治安の確保、海上交通における安全対策、海上由来の自然災害への対応のいずれについても、海上保安体制の強化が急務である。慎重を要するが、円滑な法執行のための法整備も含めた制度整備をさらに考えることもあり得る。
- ・関係省庁間における情報共有、現場での警戒監視活動及び事態対処等、様々な観点からの連携が重要である。特に、現場で法執行活動を行う海上保安庁及び水産庁並びに平素からの警戒監視活動を行う防衛省・自衛隊によるそれぞれの業務及び任務の確実な実施を確保するとともに、関係省庁間の連携強化や海上において活動する政府関係機関や民間からの情報提供を含めた連携体制の構築が必要である。このような組織間における連携のみならず、宇宙政策を遂行する組織との連携、諸外国の法執行機関等を含めた連携体制を確保していく必要がある。
- ・大規模な自然災害等が発生した場合の対応や、海上におけるテロや犯罪行為

の未然防止対策についても十分な備えが必要であり、これらは、焦眉の急である。

【法執行による治安の確保】

- ・我が国の同意を得ない海洋調査の活発化や、近接諸国が関与する違法漁業等に照らせば、実効的な法執行は、引き続き、我が国の海洋政策における喫緊の課題である。法を守らない近隣諸国に対してこれらを遵守するよう求めることは当然であるが、我が国としても、管轄海域において法執行が適切に行われているか、常時チェックし、必要に応じ措置を講ずる必要がある。
- ・海洋の現場において、国際法及び国内法に則り、冷静かつ的確に事態に対応し、事態のエスカレーションを防止するような法執行が求められる。また、不測の事態にシームレスに対応するための体制の構築や、省庁間の意見交換、情報共有、訓練の実施などを通じて連携を深めていくとともに、人材育成・確保等の施策を進めていくことが重要である。
- ・近隣諸国との摩擦の根本的な原因となっている境界画定交渉を着実にすすめていくことも必要である。
- ・効果的な海賊事案等への対策は、我が国の海上輸送の観点から、極めて重要である。海賊対処法の適切な執行を実効的に行うとともに、諸外国の海上法執行機関等との連携・協力の強化やシーレーン沿岸国の海上法執行機関に対する能力構築支援に取り組む必要がある。

【海上交通における安全対策】

- ・船舶安全性の向上、航行安全確保、海難等の未然防止のための適切な体制・制度や、事故や災害の発生した際の救助等、さらには、航行に関する安全情報等の周知や航路標識の管理・運用といった、航行の安全を確保するための施策や、事故や災害等が発生した際の対応のための施策も重要である。
- ・我が国にとって重要なシーレーンについても、国際社会や沿岸国と連携し、航行安全の確保を図ることが重要である。
- ・船舶事故等による捜索救助や、地震・津波等による自然災害への対応の体制については、小型の船舶の位置情報が必ずしも正確に把握されておらず、船舶事故や自然災害により救難の必要が生じた際に、遭難者の位置特定に多くの時間を要するという現状に鑑み、船舶等の位置を把握できる体制を構築する必要がある。
- ・こういった事案に適切に対応するための、関係省庁間の情報共有体制を確立

することも必要である。

【海洋由来の自然災害への対応】

- ・災害の未然防止、災害発生時における被害の拡大防止及び災害の復旧等の観点から、必要な対策・措置に取り組む必要がある。
- ・自然災害については、未然にこれをすべて防ぐことは難しいため、平素から被害軽減のための観測・調査を継続するとともに、如何に被害を軽減させるかが重要である。
- ・減災のために取り組むべき施策と、災害の未然防止、被害拡大防止、災害復旧というフェーズに応じた施策を行うとともに、大規模な災害発生時などの非常事態等における過去の教訓に基づき司令塔のあり方について、検討しておく必要がある。

イ. 海洋の安全保障のための実現の基層となる施策

(i) 海洋の安全保障の実現の基盤となる施策

【海洋状況把握 (MDA) 体制の確立】

MDA は、安全保障のみならず、海上安全確保や、海難救助・災害対処などへの活用も想定されており、海洋に関する施策の多くの面で、複合的な効果を発揮させるべきものであるが、その中でも、「海洋の安全保障」実現になくってはならない重要な取組であり、速やかな体制確立が必要である。特に、動的でリアルタイム性の高い海洋情報を収集し、これらのグローバルな情報を海洋監視へ活用する上で、宇宙との連携は欠かせないものであり、これを十分に踏まえて、MDA の体制確立を進める必要がある。

【国境離島の保全・管理】

領海及び排他的経済水域等の外縁を根拠付ける国境離島については、低潮線を含めその保全・管理を行うことが、我が国の広大な排他的経済水域等における、海洋資源の開発と利用等の利益をもたらすための施策になる。同時にそれは、我が国の領域保全の観点からも重要な施策であり、国家安全保障戦略上も領域保全に関する取組の強化に関する施策として取り上げられている。このため、沖ノ鳥島の保全・管理や、有人国境離島地域の保全及び地域社会維持の施策、特定離島（南鳥島及び沖ノ鳥島）における港湾施設の整備・管理などに取り組むことが必要である。

【海洋調査、海洋観測】

海洋調査及び海洋観測には、多様な目的及び効果があり、我が国の安全保障を維持する上で基盤となる情報の収集のみならず、航海安全、海洋権益確保、防災、海洋環境の保全・保護、海洋資源の開発といった多様な目的での活用が可能である。ゆえに、海洋調査、海洋観測の能力向上を不断に図り、それらを計画的に実施していく必要がある。

【科学技術・研究開発】

わが国の技術力は、経済力や防衛力の基盤であり、科学技術の促進を図ることは、海洋の産業振興に直結するだけではなく、海洋の安全保障に関連する様々な分野における基盤としての意義がある。安全保障分野及び民生分野の両方で活用可能なデュアルユースを意識した海洋に関連する研究開発、技術力の向上を図ることは、長期的な観点からも重要である。

このため、上記基本計画における「Society5.0²」の概念を海洋分野でも適応すべく、ROV³やドローンを含む無人機（UUV、USV、UAV⁴）のハード面での技術開発及びそれらのネットワーク化を今後一層推進していくとともに、これらの技術に加え、衛星関連・海洋監視技術、データ・情報の取得・解析技術等について、安全保障に直結する重要な技術として発展させ、統合的な理解と活用を図るべきである。

【人材育成、理解増進】

海洋に関する様々な活動が、海洋における安全が確保された上に成り立つという認識を広く国民に周知するとともに、海洋の安全保障に関する知見を持つ人材を育成していくことは、海洋人材を広く育成していくことの一環としても重要である。国家安全保障戦略に記載されている社会基盤の強化や知的基盤の強化という観点から、海洋に関する人材育成、理解増進に努める必要がある。また、こういった人材育成、理解増進は、海洋に関する様々な情報を国内外へ向けて発信するために、様々な国際会議、国際機関等に人材を送ることにもつながるという重要性をもつ。

² 「第5期科学技術基本計画」（平成28年1月22日閣議決定）において、狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続くものとして掲げられた5番目の社会の姿。超スマート社会。

³ Remotely Operated Vehicle の略：無人潜水機

⁴ Unmanned Underwater Vehicle（UUV：無人水中航走体）、Unmanned Surface Vehicle（USV：無人水上艇）、Unmanned Air Vehicle（UAV：無人航空機）の略。

(ii) 海洋の安全保障の補強となる施策

【経済安全保障】

- ・我が国管轄海域において適切に調査活動や漁業活動が行われることも必要である。
- ・排他的経済水域等の開発の推進のために、大陸棚の延長に関する施策を継続し、我が国の管轄する排他的経済水域等を国内外に明示していくことも海洋権益確保の観点から重要である。
- ・資源安定供給のために供給源を多角化するという観点から「エネルギー安全保障」の視点が必要であり、我が国として海洋エネルギー・鉱物資源開発の産業化に取り組むことは経済安全保障の面からも意義がある。
- ・水産資源を管理・維持するための取組として、漁協や漁業者を中心とした国境警備機能を支援する側面や、管轄海域の積極的な利用による海洋権益の確保、海難発生時の漁業者を中心としたボランティア組織等による支援体制、または、水産資源自体が持つ食料安全保障上の意義等、多面的な性質を持っており、漁業者の持つネットワークを活用することは海洋の安全保障において重要である。
- ・海洋国家である我が国において、経済活動・国民を支える重要な物流基盤である海運の安定的な海上輸送の確保は不可欠である。特に日本籍船・日本人船員を中核とした安定的な海上輸送体制を確保するとともに、日本の海運会社が運航する船隊が国際競争力を維持・強化することが経済安全保障の観点から重要である。また、非常時の海上輸送網の維持のための多様な航路を確保することも重要である。
- ・我が国の国際物流のほとんどを支える、シーレーンの安全確保の観点から、シーレーン沿岸国の港湾等のインフラは非常に重要な意味を持つ。特に主要な港湾等における運営に我が国が関与していくことや、我が国の企業や国民によるグローバルな展開をささえる物流ネットワークの国際競争力を強化するため、国際コンテナ戦略港湾、国際バルク戦略港湾やLNGバンカリング拠点などの海上輸送拠点を整備することは、海洋における安全保障環境を戦略的に維持・改善する上からも重要である。

【海洋環境の保全・保護】

- ・我が国の管轄海域について海洋環境の保全・保護に関する取組を確実に実施することは、我が国の管轄権の管理能力を国内外に示すことにつながる。

- ・気候変動等に起因する海洋由来の自然災害等に関連し、我が国が収集したデータなどを共有することで、他国の自然災害等の影響を削減することは、我が国にとって望ましい安全保障環境を作り出すことになる。
- ・現在、国家管轄権外区域の海洋生物多様性（BBNJ）の議論が進んでいるが、国際公共財の利用及び保全についてのルールを守ることを求めていくことは、「法の支配」の享受の観点から、我が国にとって、望ましい安全保障環境を作り出すことにつながる。

④ 特に重点的に推進すべき施策

本年4月に行われた総合海洋政策本部会合において、本部長である安倍内閣総理大臣からは、「我が国が海洋国家として、平和と安全、海洋権益を守り、『開かれ安定した海洋』を維持発展させていくためには、時代や環境の変化に目を凝らしながら、固い決意をもって、長期的、体系的な対策を講じていかなければならず、次期海洋基本計画では、『海洋の安全保障』を幅広く捉えて取り上げ、領海警備、治安の確保、災害対策等の課題への取組を強化し、海上保安体制の強化はもとより、様々な脅威・リスクの早期察知に資するMDAの体制確立や国境離島の保全・管理に万全を期す」との指示が出されている。

我が国周辺海域において海上保安庁が直面する多岐にわたる課題に適切に対応するためには、平成28年12月の関係閣僚会議において決定された「海上保安体制強化に関する方針」に基づき海上保安体制を着実に強化することが極めて重要である。

また、MDAは、安全保障のみならず、海上安全確保や、海難救助・災害対応などへの活用も想定されており、海洋に関する施策の多くの面で、複合的な効果を発揮させるべきものであるが、その中でも、「海洋の安全保障」実現になくてはならない重要な取組であり、速やかな体制確立が必要である。

領海及び排他的経済水域等の外縁を根拠付ける国境離島については、低潮線を含めその保全・管理を行うことが、我が国の広大な排他的経済水域等における、海洋資源の開発と利用等の利益をもたらすための施策になる。同時にそれは、我が国の領域保全の観点からも重要な施策であり、国家安全保障戦略上も領域保全に関する取組の強化に関する施策として取り上げられており、沖ノ鳥島の保全・管理や、有人国境離島地域の保全及び地域社会維持の施策、特定離島（南鳥島及び沖ノ鳥島）における港湾施設の整備・管理などに取り組む

ことが必要である。

以上のことから、海上保安体制の強化、MDA体制の確立及び国境離島の保全・管理については、海洋の安全保障の観点から、次期海洋基本計画において、重点的に進めていくべき施策とすることを提言する。

以上については、詳しくは別添1の「海洋の安全保障小委員会報告書」に取りまとめられている。

(2) 海洋の産業利用の促進

① 海洋の産業利用の促進に関する基本方針

「海洋の産業利用の促進」とは、海域において行われる海運、水産、資源開発、エネルギー開発等の様々な経済活動、及びそこに製品・サービスを提供する産業の活動を拡大することで、我が国における「海の経済圏」の拡大を目指すものである。現行の海洋基本計画においては、海洋立国日本の目指すべき姿の一つとして「海洋の開発・利用による富と繁栄」が示されているが、正にこれを実現する重要施策である。

「海洋の産業利用の促進」には以下の3つの重要な政策的な意義がある。

- ア. 我が国が権益を有する海域に賦存するエネルギー・鉱物資源を開発することは、資源・エネルギーの安定供給を強化し、経済面での安全保障の確保に貢献する。
- イ. 海域でのビジネスが拡大することにより、そこに製品・サービスを提供する造船、船用工業、海運、エンジニアリング、情報通信等、海洋開発を支える多様な産業が活性化されることが期待でき、経済成長の実現に貢献する。
- ウ. 我が国の海域における経済活動が拡大し、また競争力ある海洋産業が存在することは、大陸棚延伸などの国際交渉の場等において我が国の交渉力を向上させ、海洋権益の確保に貢献する。

この3つの意義はそれぞれ独立した政策領域において発現するものであるが、相互に関連し依存しあうことで、一層の効果を発揮するものである。そこで、この3つの政策領域における取組の連携を強化し、一体的に推進することで「海洋の開発・利用による富と繁栄」の実現を一層確かなものにしていくこ

とが重要であり、これを「海洋の産業利用の促進」政策の基本方針とする。今後は、各施策の推進に際しては、関係府省庁はこの点を考慮し、進捗状況を共有しつつ連携して施策の推進に取り組むことが重要である。

② 海洋エネルギー・資源の開発における政府の役割

海洋由来のエネルギー・資源の開発に当たっては、将来的には民間企業が営利事業として投資判断を行い参入する、いわゆる「商業化」の実現を目指す。エネルギー・資源の開発は、民間において商業化されて初めて供給力となり得るものであり、政策的意義を実現するものである。そのための政府の第一義的な役割としては、商業化のために必要な基盤の整備を行うことであり、すなわち「産業化」にある。本報告書においては産業化を「民間企業が事業参入を判断する際に必要となる技術、知見、制度等を利用可能にすること」と定義する。また、商業化の段階にあっては、適切な官民役割分担のもと、主体となる民間企業が政策金融機関等の融資・出資等の制度を活用してリスク軽減を図っていくことが重要であり、政府の役割としては、事業の進展に応じた必要な支援が行えるよう、制度の充実を図ることも含めて検討が必要となる。

メタンハイドレートや海底熱水鉱床などの海洋資源は、エネルギー・鉱物資源のほとんどを海外に依存する我が国にとって貴重な国産資源であり、商業化がなされれば我が国の自給率の向上に資する重要なエネルギー・鉱物資源である。メタンハイドレートや海底熱水鉱床の開発は、世界的に見ても例が少ない、日本が世界に誇るべき先端的かつ基礎的な技術開発である。同時に、不確実性の高い技術開発を適切に管理しつつ、商業化に向けた制度整備や民間における事業の担い手の確保等を並行的に行っていかなければならない極めて難度の高いプロジェクトである。従って、国際市況や需給の状況、経済社会情勢等の外部環境の動向を注視しながら、プロジェクトをステップ毎に管理し、適切なタイミングでPDCAサイクル⁵を回していくことにより、効率的・効果的に実施していくことが商業化にとって不可欠となる。そのような認識に立ち、将来の商業化への移行が可能となるよう、産業化のための技術開発を着実に進めていくことが極めて重要である。

国産のエネルギー・資源の開発には、供給力の確保としての意義の他に、海外からのエネルギー・資源調達の際のバーゲニングパワーとなるなど交渉力

⁵ 計画 [Plan]・実行 [Do]・評価 [Check]・改善 [Act]

としての意義もある。新技術や非在来型資源の将来価値を評価するに際しては、大きな不確実性が伴うものであり、また、エネルギー・資源に関する市況や需給動向により商業化の見通しについても不透明な状況にあるが、このような意義の重要性に鑑みて、技術の確立や資源量の把握などの産業化の取組を確実に進めていくことにより、経済の安全保障に貢献していくことが重要である。

再生可能エネルギーについては、特に洋上風力発電について、第2期海洋基本計画に基づいて行われた技術実証や改正港湾法に基づく占用公募制度の導入等の成果により、国の研究開発により技術面での実用性を実証するフェーズが終わり、民間企業による洋上風力発電事業への参入を促進するフェーズに入ってきている。特に、着床式の洋上風力発電については、複数の民間主体の発電事業計画が動き出しており、一層の低コスト化を図ることで事業採算性の向上や固定価格買取制度下における国民負担を抑制させるとともに、海域利用ルール等の制度整備を加速し、民間企業による事業投資を円滑化していく必要がある。

③ 海洋産業の国際競争力の強化

造船や舶用工業、海運、インフラといった、いわゆる海洋産業は、海洋の産業利用を促進するために不可欠な基盤的な産業であり、地場の産業から海外市場まで幅広いレベルで経済成長への貢献が期待されている産業である。この分野では、情報通信技術を使った生産性の向上や環境・IoT⁶等の先端技術を活用した製品の高付加価値化を強力に進め、国際競争力の一層の強化に取り組む必要がある。また、第2期海洋基本計画以降、海洋産業の新規開拓市場として取り組んできた海洋資源開発分野への参入については、SIP「次世代海洋資源調査技術」等の従来からの取組の成果を活用するとともに、公的な支援制度を最大限に活用し、将来見込まれる石油・ガス開発市場の拡大に向けて企業が技術力を高めることができるよう支援を続けていく必要がある。

このように、海洋産業を巡る様々な課題を解決していくためには、造船・海運といった伝統的な海洋産業と、エネルギー・資源・水産・情報通信等、多様な異業種との間での連携が鍵となる。海洋分野の産業競争力の強化に向けた

⁶ Internet of Things あらゆるヒト・モノ・コトが広範にインターネットでつながることを指す概念。

異業種連携を促進するため、先般、総合海洋政策本部参与会議参与の主宰において創設された「海洋資源開発技術プラットフォーム」における企業間交流の活動を支援していく。その際には、官民を挙げた戦略的な取組を促進するため、国立研究開発法人等の知見を活用して、同プラットフォームにおけるシンクタンク機能を強化する。

④ 海洋における産業利用の拡大

海域における経済活動を拡大していくためには、海洋を使う新たな産業分野を開拓していく必要がある。折しも、近年の訪日観光客の増大で、クルーズ船の寄港拡大など海洋分野においても大きなビジネス・チャンスが現れている。また、大学発ベンチャー企業が異業種との連携で低コストな水中を探索するロボットを開発し、海外市場に打って出るといった事例も出てきている。このような新しい活力を海洋産業に取り込んでいくことにより新たな産業分野を開拓し、海洋産業の市場規模の拡大を図るとともに、海域におけるビジネス活動を拡大していく必要がある。さらには、我が国の国境線を形成する離島における経済振興も、海洋産業にとっては重要な機会であり、また海洋エネルギー等を活用した新たな経済振興策の実現なども期待される。

海洋の産業利用の拡大は、海洋から得られる経済的・社会的な便益を拡大させることにより、広く国民が海洋の重要性を改めて実感する機会を増やすことにつながり、冒頭に述べた3つの政策的意義に加え、「海洋国家としての日本」の再認識という点で、重要な意義をもたらすものである。

以上については、詳しくは別添2の「海洋の産業利用の促進PT報告書」に取りまとめられている。(なお、上記の基本的考え方に基づき、政府が講ずべき今後5年間の取組の具体的な在り方についても、別添2に併せて記載している。)

(3) 海洋環境の維持・保全

① 海洋の特性を踏まえた海洋環境保全の重要性等

海洋は、地球上の多様な生物の生息や我々の豊かで潤いのある生活を支えるかけがえのないものである。このような恩恵は、複雑かつ多様で、常に変動する海洋環境に支えられている。また、海洋は、気候変動を緩和するという機能がある一方で、気候変動に伴う海水温上昇や海洋酸性化などの影響を受け

ている。海洋環境は、海洋のみならず陸域における社会経済活動の拡大による影響を受け、沿岸域のみならず日本周辺海域、更には海洋全体にまで様々な影響が及ぶ状況となっている。

現行の海洋基本計画の下では、海洋環境の保全等に関して、生物多様性の確保（戦略的取組、海洋保護区の設定・管理等）、沿岸域の総合的管理（防護・環境・利用の調和のとれた総合的な海岸空間の保全、総合的な土砂管理、海洋ごみ対策、閉鎖性海域の管理等）などについて、国内対策のみならず、諸外国とも連携・協力しながら諸課題の解決に取り組んできた。しかしながら、この間も、気候変動に伴う海水温上昇や海洋酸性化、生物の生息に重要な役割を果たしている藻場、アマモ場、干潟、砂浜・砂州・砂堆、サンゴ礁、マングローブなどの喪失、海洋中に漂着・漂流・堆積する海洋ごみなど様々な課題の顕在化を受け、海洋環境への関心が国内外で高まっている。

また、海域は一旦海洋汚染が生じると、汚染範囲の特定や汚染の拡大防止・回復措置を講じることが非常に困難であるという特性を有している。将来世代にわたって海洋からの恩恵を持続的に享受していくためには、我が国はかつて経済発展の過程で海洋汚染を引き起こし、それを乗り越えるための努力を重ねてきた経験を教訓に、海洋汚染の特性等を踏まえ、海洋環境を適切に保全していくことが重要である。

② 海洋環境を巡る情勢の変化等

こうしたなか、現行計画策定後、国際的には海洋環境の諸課題解決に重要な役割を果たすことが期待される大きな動きが見られた。平成 27 年 9 月の国連サミットでは、2030 年を期限とする国際社会全体の開発目標として「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ (SDGs)」が採択され、その中で「海洋・海洋資源の保全及び持続可能な利用」に焦点を当てた目標 (SDG14) が設定された。そして、SDG14 の実施促進に向け平成 29 年 6 月に開催された持続可能な開発ゴール 14 の実施のためのハイレベル会合 (SDG14 実施支援国連会議) では、SDG14 の実施促進に向け、全ての利害関係者が取り組む具体的行動を列挙した成果文書が採択されるとともに、各国等による自主的取組が本会議ウェブサイトに登録された旨が発表された。

気候変動については、平成 27 年 12 月、国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議 (COP21) において、2020 年以降の温暖化対策の国際的な枠組みである

「パリ協定」が採択された。また、生物多様性については、平成 22 年 10 月の生物多様性条約第 10 回締約国会議(COP10)で採択された愛知目標の一部の目標が SDG14 に盛り込まれた。更に、平成 27 年以降の G7 サミット首脳宣言等において、マイクロプラスチックを含む海洋ごみ対策の重要性が盛り込まれたほか、海洋酸性化などの海洋環境の急速な変化を把握するための海洋観測の強化に言及している。

こうした国際動向に対し、国内においても様々な対応がなされてきた。生物多様性については、平成 24 年 9 月に閣議決定された「生物多様性国家戦略 2012-2020」に基づく生物多様性に支えられる自然共生社会の実現に向けた取組が展開されている。気候変動については、「気候変動の影響への適応計画(平成 27 年 11 月)」及び「地球温暖化対策計画(平成 28 年 5 月)」が閣議決定されるとともに、平成 28 年 6 月に地球温暖化対策推進法が改正され、気候変動の緩和と気候変動の影響への適応に関する様々な取組が進められている。また、沿岸域の保全に関しては、平成 26 年 6 月の海岸法改正で創設された海岸協力団体制度の下で、民間を含めた関係者の理解と協働によって、海岸清掃や海浜における動植物の保護などの環境保全活動の推進を図るという新たな動きも出てきている。

一方で、その分布等の実態把握が十分でなく、生態系への影響が懸念される海洋中のマイクロプラスチック、大規模な白化現象により著しく劣化しているサンゴ礁生態系、北太平洋海域における IUU⁷(違法・無報告・無規制)漁業の拡大といった新たな課題も生じている。

③ 海洋環境の保全に関する基本的な考え方

ア. SDGs 等国際的枠組みを活かした海洋環境の保全

上記のような国内外における諸情勢の変化を踏まえ、人類共通の財産である海洋に関する様々な国際的な枠組みを活かし、諸外国とも連携、協力しながら、海洋環境保全に積極的に取り組んでいくことが重要である。特に、SDG14 では、持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用するため、幅広い課題について実現年限を含む具体的な目標を掲げている。その主な内容は、海洋ごみや富栄養化を含め特に陸上活動による汚染などあらゆる種類の海洋汚染の防止、海洋及び沿岸の生態系の回復、地球温暖化とともに

⁷ Illegal, Unreported and Unregulated の略称。

に大気中の二酸化炭素の増加により引き起こされる海洋酸性化の影響の最小限化、沿岸域及び海域の保全などである。その目標達成に向けて各国とも連携して適切に対処していく。

また、我が国は、その高い科学調査技術等を活かして、海洋調査・観測を継続的かつ的確に実施し、国際的な枠組みの下での観測データ等の共有や人材育成に活かしていくとともに、国際的な議論に積極的に関与しながら海洋調査技術・機器の標準化や環境影響評価手法の基準づくりを進めていく。

さらに、海洋環境の保全及び持続可能な利用に資する BBNJ などに関する新たな国際的な枠組みづくりや、既存の枠組みにおける取組の推進に当たって、予防的アプローチの考え方も取り入れつつ、科学的な知見に基づく海洋の持続的な開発・利用と保全を基本とする我が国の考え方が適切に反映されるよう取り組む。

イ．海洋環境の保全を前提とした海の恵みの持続的な享受

我が国は海洋との共生を原点とする海洋国家として、海洋環境の保全を前提とした持続的な海洋資源の開発及び利用を推進し、海洋の豊かなめぐみを持続的に享受し、豊かで潤いのある生活を実現していくことが重要である。我が国では、古くから沿岸域において、自然生態系と調和しつつ人手を加えることにより、高い生産性と生物多様性が持続的に維持される海域を形成してきており、こうした海域は「里海」と呼ばれている。沿岸域の海洋環境の保全・再生、自然災害への対策、地域住民の利便性向上等を図る観点から、「里海」など貴重な経験も活かして、関係者の理解と協働の下で陸域と海域を一体的かつ総合的に管理する取組を展開する。また、閉鎖性海域においては、水質等の保全のみならず、水産資源の持続的な利用等も考慮した豊かな海づくりを推進する。しかしながら、海洋の状態が常に変動し、学術的にも未解明な点が多いということを踏まえ、継続的かつ的確に海洋状況を把握し、その結果を取組の検証やその後の対策の選択や改善に活かすなど、PDCA サイクルを活用した順応的管理を推進する。

ウ．海洋関連施策の有機的な連携

既に「（１）海洋の安全保障」において述べたとおり、次期海洋基本計画の重要課題の一つとして「海洋の安全保障」を掲げることとしたが、海洋環境の

保全のための国際的な連携や協力の推進、自然災害等にも対応した沿岸域の総合的管理、生物多様性の保全と持続可能な利用のための海域の適切な管理、MDAの海洋環境分野での積極的な活用など、海洋環境に関する施策は、広い意味で海洋の安全保障に資するものでもある。また、新たな海洋産業の中でも洋上風力発電の推進や二酸化炭素回収貯留（CCS）の実現などは、気候変動の緩和策として環境保全にも資するものである。こうした各方面の議論と接続して、海藻類、海草類、マングローブなどの光合成により取り込まれ固定された二酸化炭素、即ちブルーカーボンに係る取組は、気候変動の緩和策として将来的な発展が期待される場所である。

さらに、海洋事業関係者のみならず国民一人一人が海洋環境を守ることの大切さや自らの生活や行動の在り方が海洋環境とも密接に関係していることへの認識を深めるための海洋教育が重要であることについて確認された。このように海洋環境に関する施策は、様々な分野とも密接に関連していることに留意し、海洋関連施策を有機的に連携して展開していくことが求められる。

以上については、詳しくは別添3の「海洋環境の維持・保全PT報告書」に取りまとめられている。

（４）海洋人材の育成等

① 海洋人材の育成等に関する基本的認識

海洋人材の育成等については、我が国海洋産業の特徴や、我が国海洋産業が置かれている状況、IT化の進展と世界的な社会経済の状況変化等を踏まえ、我が国海洋産業が発展し、世界において主導的な役割を果たすため、次のア．～オ．に掲げる要請に応える必要がある。

ア．分野横断的で高度な技術力を発揮できる人材確保の必要性

海洋産業は、地球物理・生物などの理学及びITリテラシー・造船・資源・航空宇宙・資源・電気電子などの工学を含めた広範な総合的研究開発型産業である。そのため、海洋資源の開発などにみるように、多分野横断的で多品種かつごく少量生産であり、事業的にも長期間の多額投資、回収にも時間を要する産業であり、他分野の産業と比して、産業化・商業化及び人材育成が極めて難

しい産業である。この際、研究開発マインドや高度なスキルを有する人材が求められることから、大学院博士課程での研究開発を伴う教育や、知識・技術力の維持向上のためのリカレント教育も重要であるため、大学による人材育成のほか、研究施設を保有する国立研究開発法人等の強化や一般財団法人等との連携を図りながら教育を行い、我が国の総合的な技術力を強化する必要がある。また、人材育成に当たっては、研究者・技術者が果たすべき社会的責任にも留意する必要がある。

イ．文系的素養を含め幅広い能力を有する人材について、国家戦略的な取組として確保する必要性

海洋人材の育成に当たっては、インターネットを媒介して様々な情報が「もの」とつながる IoT の飛躍的な広がりなど海洋産業を取り巻く国際情勢を踏まえ、産業的にも、また国家安全保障的にも危機感をもった国家戦略的な取組が重要である。このため、海洋産業を牽引する人材として、我が国と外国の大学・企業との連携強化により、産業政策の企画立案・執行に係る能力、国際政治・国際経済に係る知識、国際法を踏まえた契約や交渉等に係る専門的知識、産業投資マインドなどを有する文系的素養を有する人材の育成も図る必要がある。この際、大企業依存型の産業構造（大企業による雇用）にとらわれず、ICT 関連企業やベンチャー等の異業種の参入を図るほか、すべての人材を自前で育成するのではなく、必要に応じて、外部技術・人材の活用も検討する必要がある。

ウ．産業高度化による海洋産業の魅力の向上を図る必要性

また、厳しい国際競争にさらされ、国内の産業構造が転換する中で、産業自体の高度化を目指すことで、海洋産業を志す若者に対する魅力につながる。たとえば、造船業については、新しい船舶システム、環境やリスクに関する規制に関する研究などを進め、AI、IoT などの ICT を多用した先進的高付加価値型産業への転換を図ることや、水産業については、人工衛星から得られたデータの活用など、ICT 技術の利用を推し進めることが必要となる。

エ．海洋産業における IT 人材確保の必要性

我が国は世界に先駆けて本格的な人口減少時代に突入する中、持続的な経

済成長を実現していくためには、海洋産業においても、人口減少に伴う供給制約や人手不足を克服する「生産性革命」を強力に推進していく必要がある。「未来投資戦略 2017」等において、中長期的な成長を実現していくために、近年急激に起きている IoT・ビッグデータ・人工知能（AI）等の第四次産業革命の技術革新を、あらゆる産業や社会生活に取り入れることにより、様々な社会課題を解決する Society5.0 を世界に先駆けて実現するとされており、官民一体となった取組が強力に進められている。

このような状況を踏まえ、国土交通省において、船舶の設計・建造から運航に至るすべてのフェーズに ICT を取り入れ、造船・海運の競争力向上を図る「i-Shipping」が進められているほか、民間企業においても、海事分野のビッグデータを利用したビジネスや ICT を活用した水産業が実際に展開されつつある。また、宇宙・海洋連携を含め、MDA に関する研究開発等の重要性が高まっている。一方で、ビッグデータを取扱う適切なスキルを有する IT 人材の確保が喫緊の課題として指摘されており、こうした人材の海洋産業への参入・育成のための方策を検討する必要がある。また、ビッグデータの普及に伴うサイバーセキュリティの問題についても、十分留意する必要がある。

オ. 海洋に対する関心の醸成とキャリアパスの明確化の必要性

こうした海洋人材の育成は、幼少期から小学校・中学校・高等学校の初等中等教育段階における国土や産業の理解、気候に関する科学的理解、我が国の歴史と海との関わりについての理解など海洋に関する教育や海を場とした体験活動等を通じて、海に親しみをもってもらいながら、海に関わる産業の存在や、その重要性を認識することなどにより関心をもつところから始まる。このため、幼少期からの海洋に関する教育を通じて、海への親しみを醸成することが必要である。

そして、海洋産業に関心をもった若者が、海洋や水産に関する専門教育を行う高等学校、高等専門学校（以下、「高専」という。）、大学等で海洋に関する基礎的・専門的教育を受けることによって、海洋産業に従事することを選択するとともに、海洋産業への就職後に、民間事業者における海洋産業に関する専門的な研修を受けることにより、海洋人材として、その役割を担うこととなる。

多くの若者が高等学校、高専、大学等の進路選択をする際に重視するのは、卒業後のキャリアパスである。海洋に関連する高等学校、高専、大学等に進学

することで、魅力ある就職先が明確にされることが、優秀な人材を確保する上で不可欠である。また、女性の活躍を見据えた意識改革及び施設・設備の整備を進め、海洋産業を志す若者が働きやすい労働環境を実現することが、持続可能な産業として発展させる鍵となる。

②海洋人材の育成等に関する施策の方向性

①に掲げる基本的認識を踏まえ、今後の海洋人材の育成等に関する施策については、具体的な施策の立案と効果的な実施を考慮し、「ア．海洋立国を支える専門人材の育成と確保」、「イ．子どもや若者に対する海洋に関する教育の推進」、「ウ．海洋に関する国民の理解の増進」に大別した上で、以下の方向性に沿って施策を講じることが必要である。

ア．海洋立国を支える専門人材の育成と確保

海洋産業は世界に広がっており、世界中の技術・人材を活用して進めていく必要があることから、世界のネットワーク上での技術・ビジネス情報の集積を図りながら、研究開発・教育・人材育成を同時に進める必要がある。このため、海洋人材の育成は、中長期的な視点と、受け皿である海洋産業の振興と併せて取組を進めることが必要である。特に、海洋資源開発関連産業においては、世界各地のグローバルな環境で業務が行われることに留意して、国際的に通用する技術者等の人材の育成が急務である。また、海洋産業が総合的研究開発型産業である事から、高度な研究開発のできる人材が必要であり、このため、博士課程程度の学術的素養を有する人材に対する、産学官かつ国際連携での育成が重要である。

この方策として、海洋産業を牽引する戦略的な人材の育成に向けて、「日本財団オーシャンイノベーションコンソーシアム」（以下、「コンソーシアム」という。）への関係者の参加促進及び取組強化を行うとともに、実践現場を有する海外の大学・企業や国際機関等との連携強化、産学官が連携した国際的なネットワークの構築を推進する。この際、「海洋資源開発技術プラットフォーム」の枠組みの活用を検討するとともに、ICT やベンチャー等、異業種の参入や産業界における人材の流動化等を図る。

さらに、海洋開発の総合的な技術力の向上のためには、人材育成と技術イノベーションの連携が必要であることを踏まえ、上述のコンソーシアムの取組

に加え、日本が将来において技術イニシアティブをとれるような技術開発を促進する。具体的には、海洋石油ガス分野においては、日本の技術と世界の海洋石油・ガス産業をつなぐ仕組みの整備、研究開発に必要な資金支援と実証の場の確保、標準化・ルール作りにおける支援、ベンチャーや異分野の参入促進などを行う。

また、インターネットを媒介して様々な情報が「もの」とつながる IoT の飛躍的な広がりなどの情勢を踏まえ、海洋産業の無人化・省人化、生産性革命の実現に向けて、海洋分野における IoT、ビッグデータ等を取扱える人材の育成・確保を推進する。

イ. 子どもや若者に対する海洋に関する教育の推進

小学校、中学校の学習指導要領において、海洋に関する教育についての指導の充実が図られたことを踏まえ、引き続き、学校における海洋に関する教育を推進する。

また、2025 年までにすべての市町村で適切に海洋教育が実践されることを目指し、総合海洋政策本部を司令塔として、ニッポン学びの海プラットフォームの下、関係省庁・関係機関間の連携を一層強化する。また、学校現場における ICT 環境の整備が進展していることを踏まえ、学校教育を補完する、インターネット上における副教材を充実する。

ウ. 海洋に関する国民の理解の増進

わが国は国土の四方を海に囲まれた海洋国家であり、歴史的にも海洋交易を通じて文明を発達させてきた。食糧・天然資源の多くを輸入に頼り、輸出入貨物の 99%以上を海上輸送に依存している。このように、「海洋」は世界とつながる場所であり、とりわけ、海洋開発産業においては、世界各地の現場のグローバルな環境で業務が行われることが特徴としてある。海の恵みを次世代に引き継ぎ、海洋立国を実現するためには、その基盤となる海洋人材の育成が重要であり、『海洋』=活躍の舞台は『世界』であるという外向きの海洋国家観が、学生や青少年に広く浸透することが重要である。この際、「海の日」制定の意義を踏まえ、海の日さらなる活用方策を検討するとともに、国民が海を身近に感じられるよう、安全への配慮等も含め、海洋に実際に触れ合う機会を充実させる。また、「海に親しむ」のみならず、海と人との共生や地政学の観

点も踏まえ、海洋に係る我が国の位置づけについても体系的にその知識の普及を図る。

「ニッポン学びの海プラットフォーム」に係る取組を進める中で、海洋に係る国民の理解増進の位置づけを適切に行う必要がある。理解増進に当たっては、ICTの利活用を進め、メディアやインターネット等を通じて分かりやすく発信する。

以上については、詳しくは別添4の「海洋人材の育成等PT報告書」に取りまとめられている。

《施策の推進に当たっての横断的・基礎的なテーマとして取り上げる事項》

海洋に関する施策の推進に当たっての横断的・基礎的なテーマとして取り上げる事項としては、上記「(4) 海洋人材の育成等」の項で取り上げた事項に加え、「(5) 科学的知見の充実(海洋科学技術、海洋調査・観測)」及び「(6) 国際連携・国際協力」について、以下に掲げる考え方に基づき取り組むべきである。次期海洋基本計画においても、こういった考え方を適切に取り上げるべきものとする。

なお、施策の推進に当たっての横断的・基礎的なテーマとして取り上げる事項として、このほかにも、関係府省庁の連携が必要な施策の例示として冒頭(Ⅱ<3>②参照)に掲げた、領海、排他的経済水域及び大陸棚の海域ごとの特性に応じて講じる海洋に関する各施策(水産資源の持続的利用、エネルギー・鉱物資源の開発、海洋再生可能エネルギーの利用並びに海洋調査・観測及び海洋環境の保全等)が挙げられる。なお、この場合、各施策について、施策の内容や事業の実態、計画の具体化の程度、実施環境等にも配慮しつつ、また、国際法との整合性を確保することを条件として、領海、排他的経済水域及び大陸棚の各区分にことさらこだわることなく、それらが連続したものとして位置づけ、各施策に取り組むべきものもあることに留意する必要がある。

さらに、国民の理解の増進に向けた取組の重要性について、次のとおりの方針で取り組むべきである。

すなわち、Ⅱ.の冒頭において、海洋基本計画の策定に当たって考慮すべき事項として、分かりやすい記述とすることを挙げたが、これは、当該部分において

述べたとおり、国民の理解の増進、海の恵みに感謝する機運の醸成及び将来の海洋人材の確保に向けた取組の重要性に着目したものである。

そして、これらの観点からは、海洋に関する施策のあらゆる面において、国民の認識、理解、共感を得るべく政府一体となって努力することが重要であるとともに、地方自治体、教育研究機関、民間事業者、公益団体等様々な方々の協力を得ながら、さらに、観光や地域振興の取組に携わっている関係者の理解と協力も得ながら、国民運動的な活動を進めるべきである。この場合において、昨今国民が海水浴、海洋レジャーを含め、海を訪れることが減少しているという、いわゆる国民の「海離れ」という傾向が言われる中で、「(4) 海洋人材の育成等」の項においても触れたとおり、いま一度、国民の祝日「海の日」の制定の意義を踏まえ、「海の日」をさらに強力に活用し、国民が海に関心を持ち、海を身近に感じ、海に実際に触れる機会を増やしていくという基本に立ち返った、粘り強く、幅広い取組の重要性を再認識すべきである。このような点についても、次期海洋基本計画においても、適切に取り上げるべきである。

(5) 科学的知見の充実（海洋科学技術、海洋調査・観測）

① 海洋科学技術に関する研究開発の推進等

海洋科学技術は、人類の知的資産の創造に加えて、産業競争力の強化や経済・社会的課題への対応等、我が国の存立基盤を確固たるものとすることから、国家戦略上重要な科学技術として捉え、長期的視野に立って継続的に取り組む必要がある。このため、科学技術には多義性があることを踏まえ、海洋資源の開発、海洋再生可能エネルギーの利用、海洋由来の自然災害対策、地球温暖化をはじめとする気候変動等に関する地球規模課題、国家安全保障上の諸課題への対応を念頭に、産学官連携の下、必要な科学技術の研究開発を一層推進する。また、基盤的技術の開発や海洋調査船、深海探査システム等の研究プラットフォームの整備・運用等とともに、海洋に関する学術研究・基礎研究について、引き続き取組を推進する。

② 海洋調査・観測・モニタリング等の維持・強化

海洋調査・観測・モニタリング等の活動（以下、海洋調査等という。）は、海洋に関する科学に資するのみならず、収集した海洋の科学的情報を活用し海洋の状況を把握すること（MDA）で、多様な海洋政策の実施や海洋における

脅威・リスクの早期察知に有効となる。こうした観点から、我が国の海洋観測網の維持・強化を図る。

③ 海洋と宇宙の連携及び Society5.0 の実現に向けた研究開発

海洋情報の海洋政策への有効な利活用に向けて、宇宙技術との連携を強化するとともに、MDA の体制の確立を含め、総合科学技術・イノベーション会議と連携し、海洋分野における Society5.0 の取組を踏まえた先進的な観測システムの開発や海洋ビッグデータの整備・活用や海洋変動予測等に係る研究開発を推進する。

(6) 国際連携・国際協力

国際連携及び国際協力は、平和で安定した国際社会の確立を基盤とした我が国国益の実現のために行われるべきものである。したがって、国際協調主義を掲げる我が国は、海洋における紛争や利害の対立、その他の海洋の諸課題への対処に当たっては、国際的な合意形成を主導するべく、「海における法の支配」及び「科学的知見に基づく政策の実施」という2つの原則を基準に行動する。

我が国は、これらの原則を、自国のみならず、国際社会全体の普遍的な基準として浸透させるべく活動し、これらの取組を通じて我が国の国益の実現をはかる。

《意義・重要性を有するテーマとして取り上げる事項》

(7) 北極政策

我が国は北極の気候変動の影響を受けやすい地理的位置にあり、北極域における環境変動の影響は我が国にとっても無関係ではない。他方、アジア地域において最も北極海に近いことから、北極海航路の利活用、資源開発をはじめとして経済的・商業的な機会を大きく享受し得る環境にある。「我が国の北極政策」(総合海洋政策本部決定：平成27年10月)に基づき、北極に潜在する可能性と環境変化の脆弱性を適切に認識するとともに、我が国にとっての北極の重要性を踏まえ、以下のような論点を基本的な考え方として、諸施策に取り組む。

- i. 観測・研究活動の推進を通じた地球的課題の解決による我が国のプレゼンスの向上

- ii. 国際的ルール形成への積極的な参画
- iii. 我が国の国益に資する国際協力の推進

(8) 水産業

水産業については、適切な資源管理措置の基礎となる資源評価の精度の向上を図り、国内における資源管理の高度化と国際的な資源管理を推進する。さらに、産業としての生産性の向上や所得の増大による成長産業化を目指し、自らの経営能力の向上や企業の技術・知識・資本等の活用を通じて、漁業操業や養殖事業の効率化を図り、「浜」単位での所得の向上に取り組む。また、水産業の生産活動が活発化することによって、国境監視機能をはじめ水産業・漁村の持つ多面的機能が十全に発揮されるよう、水産基本計画等に従って取組を実施する。

(9) 海上輸送

① 外航海運

最近の国際海運市場における一層の競争激化及び諸外国の外航海運政策も踏まえ、安定的な国際海上輸送の確保とそのための国際的な競争条件の均衡化等の国際競争力強化の施策にこれまで以上に取り組む。

② 内航海運

内航海運が今後も産業基礎物資の輸送やモーダルシフトを担う基幹的輸送インフラとして機能する必要があること、社会全体で生産性向上が求められていることから、現下の内航海運を巡る諸課題を踏まえ、まず、内航海運が目指すべき将来像を明確化した上で対策を講じる必要がある。このため、目指すべき将来像として「安定的輸送の確保」と「生産性向上」の2点を軸として位置づけて、関係施策に取り組む。

③ 海上輸送拠点の整備

シーレーンの安全確保の観点からも、シーレーン沿岸国の主要港湾の運営に我が国が関与していくことは重要である。また、我が国全体と地域の経済・産業・生活を物流面から支えるため、海上輸送拠点となる港湾の整備を行うとともに、川上（計画策定段階）から川中（整備段階）、川下（管理・運営段階）の各段階において港湾インフラシステムの海外展開を推進する。

(10) 離島の振興

離島では急激な人口の減少や高齢化が進行しており、離島をめぐる現状は依然として厳しい状況にある。このような状況の中で離島の活性化を図るため、定住の促進などの取組に加え、自然、歴史、伝統文化、産業、生活様式などの島固有の資源を効果的に活用する取組を実施する。

また、人口が減少し、高齢化が進行している離島では、新たな発想による取組を生み出しづらい状況に置かれており、島外を含めた様々な知見を活用し、創意工夫により活性化の取組を進めていくことが求められる。

こうした状況を踏まえ、国及び地方公共団体においては、新たな地域資源の発掘や付加価値の向上、離島交通の安定的な確保等を行い、島の魅力ある資源を最大限に活用した産業振興や交流人口の拡大を推進する。また、島外との交流機会を充実し、島外の知見を上手に活用しながら、新しいアイデアや知恵、イノベーションを生み出す取組を充実する。

(11) 排他的経済水域等の開発等

① 排他的経済水域等の確保・保全等

大陸棚の延長や排他的経済水域等の外縁を根拠付ける低潮線を含む国境離島の保全・管理に係る取組に対応するとともに、我が国と外国の主張が重複する海域の存在に伴う問題に関して、国際法に基づく解決を目指す。

② 排他的経済水域等の有効な利用等の推進のための基盤・環境整備

- ・排他的経済水域等の有効な利用等の推進のため、海洋調査の推進、海洋情報の一元化と情報の戦略性等に配慮した上で公開に引き続き取り組むとともに、活動拠点の整備等を進める。
- ・第2期海洋基本計画では「排他的経済水域等の開発等を推進するため、海域の開発等の実態や今後の見通し等を踏まえつつ、管理の目的や方策、取組体制やスケジュール等を定めた海域の適切な管理の在り方に関する方針を策定する。当該方針に基づき、総合海洋政策本部において、海洋権益の保全、開発等と環境保全の調和、利用が重複する場合の円滑な調整手法の構築、海洋調査の推進や海洋情報の一元化・公開等の観点を総合的に勘案しながら、海域管理に係る包括的な法体系の整備を進める。」と規定している。これを

受け、これまで同計画策定以降における検討、即ち総合海洋政策本部「排他的経済水域等の海域管理の在り方検討チーム」での取りまとめ(平成 26 年 6 月)や、参与会議の下に設置された「海域の利用の促進等の在り方プロジェクトチーム」報告書(平成 27 年 3 月、平成 28 年 2 月及び平成 29 年 2 月)が出されているところであり、これらも踏まえ、包括的な法体系の整備を進める。

この場合において、既存個別法による措置、特定の海域での実務的な調整等、その進め方についても時機を逸することなく、適切に対応する必要がある。

また、諸外国においても導入事例のある「海洋空間計画」については、その実態の把握に努め、我が国の海域の利用実態や既存の国内法令との関係等を踏まえつつ、その必要性と課題及び活用可能性につき検討を進める。

以上については、詳しくは別添 5 の「基本計画委員会での審議結果を踏まえた各テーマの基本的な考え方」に取りまとめられている。

2. 次期基本計画の策定に当たっての方針にかかわる事項

(1) 次期計画の記載の基本的考え方

次期計画は、今後 5 年間の海洋政策のあり方(基本的な方針)の前提となる、海洋基本法施行後 10 年の総括及び最近の情勢を踏まえた現状認識を、冒頭に記述する。その際、海洋に対して親しみやすさを強調しつつ、国民生活にとっての海洋の持つ潜在力、様々な可能性を若い世代にも分かりやすく記述するよう心掛ける。

その上で、第 1 部においては、その前提に基づいた海洋政策のあり方として、今後 10 年を見据えた海洋政策の理念及び方向性と、海洋に関する施策についての基本的な方針について定め、その基本的な方針の下、海洋の安全保障及び海洋の主要施策の方向性について定める。

また、第 2 部において、第 1 部の基本的な方針及び海洋基本法に規定する 12 の基本的施策を踏まえながら、今後おおむね 5 年間に、集中的に実施すべき施策、関係機関の緊密な連携の下で実施すべき施策等、総合的・計画的推進が必要な海洋施策を具体的に定める。その際に、講ずべき施策について、計画上の時間軸や計画期間の先を見据えるなどの工夫もしつつ、具体的な目標(数値目標、定性的

な目標等)を設定する。

さらに、第3部において、次期計画を着実に推進するための方策として、PDCAサイクルの活用、参与会議の検討体制及び事務局機能の充実を定めるとともに、関係者の責務及び相互の連携、情報の積極的な公表を、海洋に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定める。

(2) 計画を着実に推進するために留意すべき事項

① PDCA サイクル⁸の活用

海洋基本計画に掲げた施策を効果的・効率的に展開するため、次のとおりPDCAサイクルを活用して、施策の進捗状況を的確に把握し、評価の結果を必要に応じて取組内容等の見直しに反映する。

総合海洋政策推進事務局は、PDCAサイクルの的確な実施が図られるよう、関係府省庁と連携して対処する。特に、府省庁を跨る施策群(共通の目標・目的をもった施策のまとまり)に関しては、工程表の作成・見直しに際して、事務局が主体となって調整を行う。また、参与会議において、施策が総合的かつ計画的に取り組まれているかという観点から効率的・効果的に審議が進められるよう、資料作成や議論の進め方に関する事前の調整を十分に行う。

ア. 海洋基本計画に掲げた「個別施策」、及び施策群において作成する「工程表」を基に施策を的確に進めるため、海洋基本計画の作成に当たって適切な指標を選択し具体的な目標を定めておくことが重要であり、その目標に基づきPDCAサイクルによる進捗状況の把握、評価及び取組内容等の見直しを実施する。

イ. 工程表の作成

- ・関係府省庁は、個別施策を踏まえて工程表を作成する。工程表には、目標及びその達成に向けて解決すべき課題、取組の具体的内容やスケジュール、実施体制のほか、施策群の目標達成に向けた状況を俯瞰的に把握するための指標を可能な限り記載する。
- ・参与会議は、工程表について報告を受けて審議する。
- ・関係府省庁は、参与会議の意見を踏まえ、必要な見直しを行った上で平成30

⁸ 計画 [Plan]・実行 [Do]・評価 [Check]・改善 [Act]

年9月を目途に工程表を作成・公表する。

ウ．関係府省庁は、工程表に記載された取組内容やスケジュールにそって個別施策を的確に実施する。

エ．施策の進捗状況の把握、評価等

- ・関係府省庁は、平成31年以降毎年6月を目途に、個別施策の実施状況を取りまとめる。参与会議は、その内容について報告を受けて審議する。
- ・関係府省庁は、平成31年以降毎年9月を目途に、工程表に基づく取組内容や指標の推移等を取りまとめるとともに、個別施策に関する参与会議の審議結果も踏まえ、自己評価(取組内容の改善の方向性等)を実施する。参与会議は、その内容について報告を受けて審議する。

オ．関係府省庁は、参与会議の意見等を踏まえ、個別施策の実施手法等や工程表の見直しを行うとともに、それらを踏まえて個別施策を的確に遂行する。なお、他の関連する基本計画に基づく施策の遂行に係る事項にあつては、参与会議・事務局と関係府省庁は、双方向の議論を行うことに留意する。

カ．なお、工程表に用いる指標のうち、他律的な要因による影響が限定されるなど目標とする数値を具体化可能なものは次期海洋基本計画において数値目標として掲げ、それが困難な場合は定性的な目標を記載することとする。

キ．PDCA サイクルに関する参与会議での審議結果等を取りまとめて、参与会議意見書に反映する。

② 参与会議の検討体制及び事務局機能の充実

ア．参与会議の検討体制

実施状況を継続的にフォローしていくためには、各施策の実施主体である関係府省庁の参与会議への積極的な参画が重要である。また、参与会議は、専門的なテーマを集中的に議論する場合においては、必要に応じプロジェクトチーム等を設置し、参与以外の幅広い関係者の参画も得ながら、テーマごとに集中的に評価・検討できる体制とする。

イ．事務局機能の充実

総合海洋政策推進事務局は、関係行政機関（海洋施策以外の分野に係る行政機関を含む。）が実施する各施策の効果的かつ効率的な推進に向けて、各施策のフォローアップや必要な工程の見直し等が行えるように、関係行政機関との協力関係をより一層強化する。また、産業界等との連携を更に深化させ、重要施策の着実な実施に努める。